

## 松江市戦略的取引先確保推進支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市の交付する松江市戦略的取引先確保推進支援事業補助金（以下「補助金」という。）については、松江市補助金等交付規則（平成17年松江市規則第48号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助の対象等)

第2条 補助金の名称、補助金交付の目的、補助金交付の対象である事業の内容、補助対象経費、交付の率又は金額及び補助事業者の範囲は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	松江市戦略的取引先確保推進支援事業補助金
補助金交付の目的	三菱マヒンドラ農機株式会社の事業撤退により影響を受ける松江市内製造業者が、国内最大の製造業向け技術専門展示会に出展し、新規取引先の開拓を図るために必要な経費の一部を補助することにより、松江市内製造業者の収益確保を支援し、もって競争力強化を図ることを目的とする。
補助金交付の対象である事業の内容	令和8年4月8日以降で公益財団法人しまね産業振興財団が実施する戦略的取引先確保推進事業の特別枠で島根県ブースに出展する取組
補助対象経費	公益財団法人しまね産業振興財団から請求される展示会出展負担金
交付の金額	補助対象経費の10分の10以内の額（1,000円未満切捨て）とし、上限を75,000円とする。
補助事業者の範囲	次の各号のいずれにも該当するもの (1) 松江市内に主たる事業所があるもの (2) 松江市税の滞納がないもの
終期	令和9年3月31日

(交付の申請)

第3条 補助金の申請をする者は、補助金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書兼請求書」という。）に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 公益財団法人しまね産業振興財団からの展示会出展負担金請求書の写し
- (2) 領収書等補助対象経費の支払が分かるもの
- (3) 展示会出展時のブース写真
- (4) 市税に滞納がないことが分かる証明書

(5) 口座振込依頼書

(6) 振込先金融機関口座が確認できる書類の写し

2 前項に規定する申請書兼請求書の提出があったときは、規則第 12 条の規定による実績報告があったものとみなす。

(現地調査)

第 4 条 市長は、必要があると認めたときは、市職員による現地調査を実施するものとし、補助事業者はこれを拒んではならない。

(着手届及び完了届)

第 5 条 規則第 11 条に規定する着手届・完了届の提出は、これを省略するものとする。

(交付の決定及び確定)

第 6 条 市長は、第 3 条第 1 項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、交付すべき補助金の交付を決定し、補助金の額を確定したときは、申請者に対し、補助金交付決定通知書兼確定通知書（様式第 2 号）により通知するものとする。

(雑則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 8 日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

松江市戦略的取引先確保推進支援事業補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

（あて先）松江市長

住 所  
申 請 者 氏名又は団体名  
及び代表者氏名

松江市戦略的取引先確保推進支援事業補助金交付要綱第3条の規定により、下記のとおり申請及び請求します。なお、補助事業等に暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を関与していないことを誓約します。

記

補助年度	令和8年度	補助金等の名称	松江市戦略的取引先確保推進支援事業補助金
補助事業等の名称	戦略的取引先確保推進支援事業		
補助事業等の目的及び内容			
補助事業等の効果			
補助事業等の経費所要額 （補助対象経費）	円		
補助金等の交付申請額 及び請求額	円		
補助事業等の施行場所			
添付文書			